

## 東北町学校給食費給付金交付要綱

平成30年3月20日教育委員会訓令第6号  
改正 令和4年4月 日教育委員会訓令第 号

### (目的)

第1条 この要綱は、学校給食を受ける児童生徒の保護者が学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定により負担する学校給食に要する費用（以下「学校給食費」という。）を、交付することにより、**子育て世代への経済的支援を図るとともに、児童生徒が食に関する正しい理解と食習慣を学び、心身ともに健やかな成長を育めるよう教育環境の充実を図ることを目的とする。**

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 小学校又は中学校に在籍している者をいう。
- (2) 保護者 児童生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### (交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東北町立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、東北町に住所を有し、現に居住している者
  - (2) 東北町外の小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、東北町に住所を有し、現に居住している者
  - (3) 特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童生徒の保護者で、東北町に住所を有し、現に居住している者
  - (4) その他、東北町長（以下「町長」という。）が特に交付することが適当と認めた児童生徒の保護者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の保護者には適用しない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の支給を受けている保護者

### (給付金の額)

第4条 給付金の額は、前条に規定する保護者が負担する学校給食費の額で、毎年度、教育委員会が別に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の負担において、学校給食費の一部について給付等を受けた場合は、給付金の額から当該給付に相当する額を控除した額とする。ただし、全額給付を受けている場合は交付しない。

### (給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東北町学校給食費給付金交付申請書・委任状（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号及び第3号に該当する者は、東北町学校給食費給付金交付申請書・委任状（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。  
（給付金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により給付金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、東北町学校給食費給付金交付決定・却下通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。  
（代理人）

第7条 申請者は、給付金の請求及び受領する権限、受領した給付金をもって学校給食費を納付する権限、その他給付金の交付に関する一切の権限を学校長に委任することができる。この場合において、申請者は、委任状を町長に提出しなければならない。

（給付金の請求）

第8条 第6条の規定による交付決定を受けた者が給付金を請求するときは、東北町学校給食費給付金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 第3条第1項第1号に該当する者から委任を受けた学校長は、東北町学校給食費給付金交付請求書（様式第3号）に学校給食費給付金個人別支給調査書兼実績報告書（様式第4号）及び学校給食費給付金交付申請額集計表（様式第5号）を添えて町長に提出しなければならない。
- 3 第3条第1項第1号に該当する者で給付金の請求及び受領する権限、受領した給付金をもって学校給食費を納付する権限、その他給付金の交付に関する一切の権限を学校長に委任しない者及び第3条第1項第2号並びに第3号に該当する者は、東北町学校給食費給付金交付請求書（様式第3号）に学校給食費受領等証明書（様式第6号）を添えて町長に提出しなければならない。

（給付金の交付）

第9条 給付金の交付は、給付金の請求及び受領する権限、受領した給付金をもって学校給食費を納付する権限、その他給付金の交付に関する一切の権限の委任を受けた学校長に対し、毎月末日までに前月分を交付する。

- 2 第3条第1項第1号に該当する者で給付金の請求及び受領する権限、受領した給付金をもって学校給食費を納付する権限、その他給付金の交付に関する一切の権限を学校長に委任しない者及び第3条第1項第2号に該当する者へは、4箇月分を3回に分けて直接交付する。
- 3 第3条第1項第3号に該当する者へは、一括して年度末に直接交付する。

（給付金の返還）

第10条 町長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、当該給付金の交付を受けたとき。

(3) 前各2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月 日教育委員会訓令第 号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。